市税の納付は安心・便利な口座振替で！

■問い合わせ：納税課納税グループ☎内線 214

口座振替は一度お申し込みいただければ翌年度以降も自動継続され、納付のたびに金融機関などにわざわざ出向く必要もなく、忙しい時でも納め忘れがないので安心です。

▶**対象税目**：❶市・県民税（普通徴収）　❷法人市民税　❸固定資産税・都市計画税　❹軽自動車税　❺国民健康保険税（普通徴収）

▶**口座振替取扱金融機関**：常陽銀行　みずほ銀行　三井住友銀行　筑波銀行　水戸信用金庫　茨城県信用組合　中央労働金庫　竜ケ崎農業協同組合　ゆうちょ銀行（郵便局）の本店・各支店

▶**申し込み方法**：市役所または預貯金口座のある金融機関窓口で、口座振替依頼書（市役所・各出張所・市内の取扱金融機関窓口で配布）に必要事項を記入・押印し、提出してください

▶**持ち物**：預貯金通帳・通帳届出印

▶**その他**：口座振替依頼書には必ず電話番号を記入してください／市内の取扱金融機関に出向くことが困難な場合は、「口座振替依頼書」を郵送しますのでご連絡ください

▶**注意事項**

- 実際の口座振替が開始されるまで２カ月程度かかります。余裕を持って手続きしてください
- 預貯金残高不足などで口座振替ができなかった場合は、再度振替はできませんのでご注意ください。口座振替不能通知書（納付書）を送付しますので、通知書で納付してください
- 軽自動車税のうち継続検査（車検）が必要なものを除き、当該納付にかかる領収証書は交付されません。預貯金通帳の記載をご確認ください。納税証明書（有料）が必要な場合は、市民窓口課で申請してください
- 現在、口座振替を利用している方で、振替口座の変更や廃止をする場合には、改めて口座振替依頼書を市役所または金融機関へ提出してください

平成 28 年度の滞納処分実績をお知らせします

■問い合わせ：納税課特別対策グループ☎内線 213

市では、税負担の公平性と税財源の確保を維持するため、「滞納処分（差押等）」を強化しています。平成 28 年度は、計 713 件の差押を執行しました。

■差押財産一覧（平成 29 年２月 28 日現在）

債権（給与等）	不動産	その他（動産等）	計
669 件	21 件	23 件	713 件

インターネット公売出品例

■不動産公売（市役所実施分のみ）

差し押さえた不動産のうち、３件の公売を実施し、売却代金を滞納税に充当しました。

■捜索・動産公売（インターネット公売）

税に充当できる財産の発見や調査を目的として、事前の予告なく住居等に立ち入る「捜索」を実施しました。また、その際に差し押さえた動産（物品）を、Yahoo!JAPAN が提供する「官公庁オークション（インターネット公売）」に出品し、売却代金を滞納税に充当しました。

納期限までに納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されるばかりでなく、督促状の発送以降は、事前の予告なく差押が執行される場合がありますので、納期内の納付をお願いします。